

平成21年度 集団指導
(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

A Group Guidance Of Okayama

Compliance
Compliance

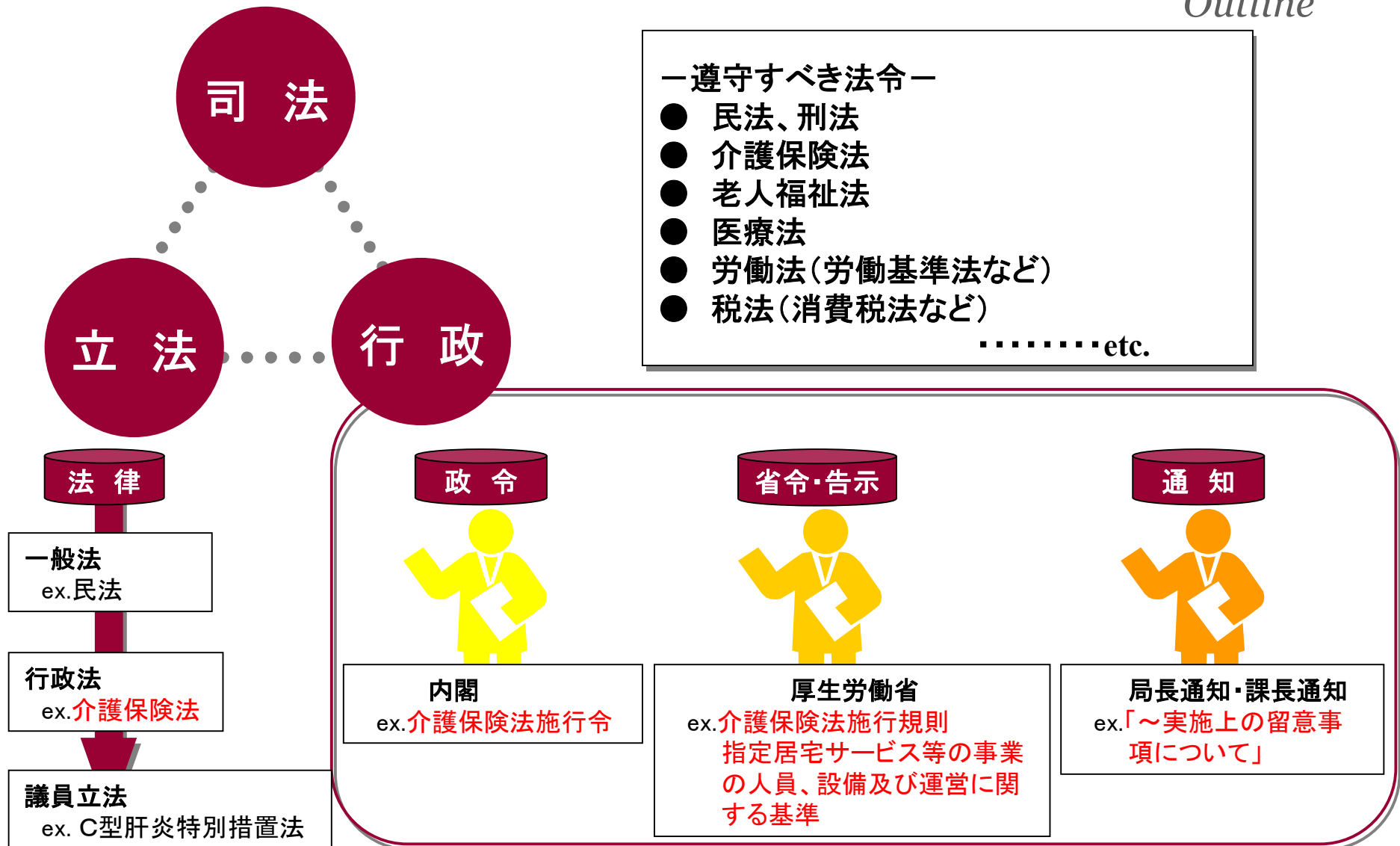
2010年2月1日(月)

岡山県 保健福祉部 長寿社会対策課 事業者指導班

本
日
の
内
容

- I はじめに
- II 介護保険指定事業者に対する指導及び監査について
- III 業務管理体制の整備と法令遵守責任者の役割
- IV 介護現場で事故が起こった場合の対応について
- V 非常災害対策
- VI 事務連絡①～⑧
- VII 平成21年度 実地指導の結果(実施にあたっての留意事項)
- VIII 身体拘束廃止 (アンケート集計をもとに)
- IX 管理者・生活相談員の責務と質の向上
- X 感染症・食中毒対策 ※備中保健所からの説明、手洗いの実演
- ★ その他参考資料(感染症、食中毒、労働条件改善、質問票等)

I はじめに



はじめに

Outline

	国	都道府県	市町村
ハード	有料老人ホーム基準 軽費老人ホーム基準 養護老人ホーム基準 適合高専賃基準 老人福祉法 老人福祉法施行規則 社会福祉法 厚生省令第19号 厚生労働省令第107号 厚生労働省告示第264号	岡山県適合高齢者専用賃貸 住宅設置運営指導要綱 岡山県有料老人ホーム設置運営指導指針・自己点検シート	
	都市計画法 高齢者の居住の安定確保に関する法律 建築基準法 消防法 バリアフリー法 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針		福祉のまちづくり条例
ソフト	介護保険法関係 厚生労働省令第35号 厚生省令第36号 厚生省令第37号 厚生省老企第52号 厚生省老企第25号 個人情報保護法・ガイドライン 労働法関係 公益通報者保護法 高齢者虐待防止法 消費者契約法 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン	外部評価制度	
	老人福祉法 老人福祉法施行規則 医療法関係 社会福祉法関係通知 厚生労働省告示第266号		
経営	事業収支計画に関するもの 利用料・契約内容等に関するもの		

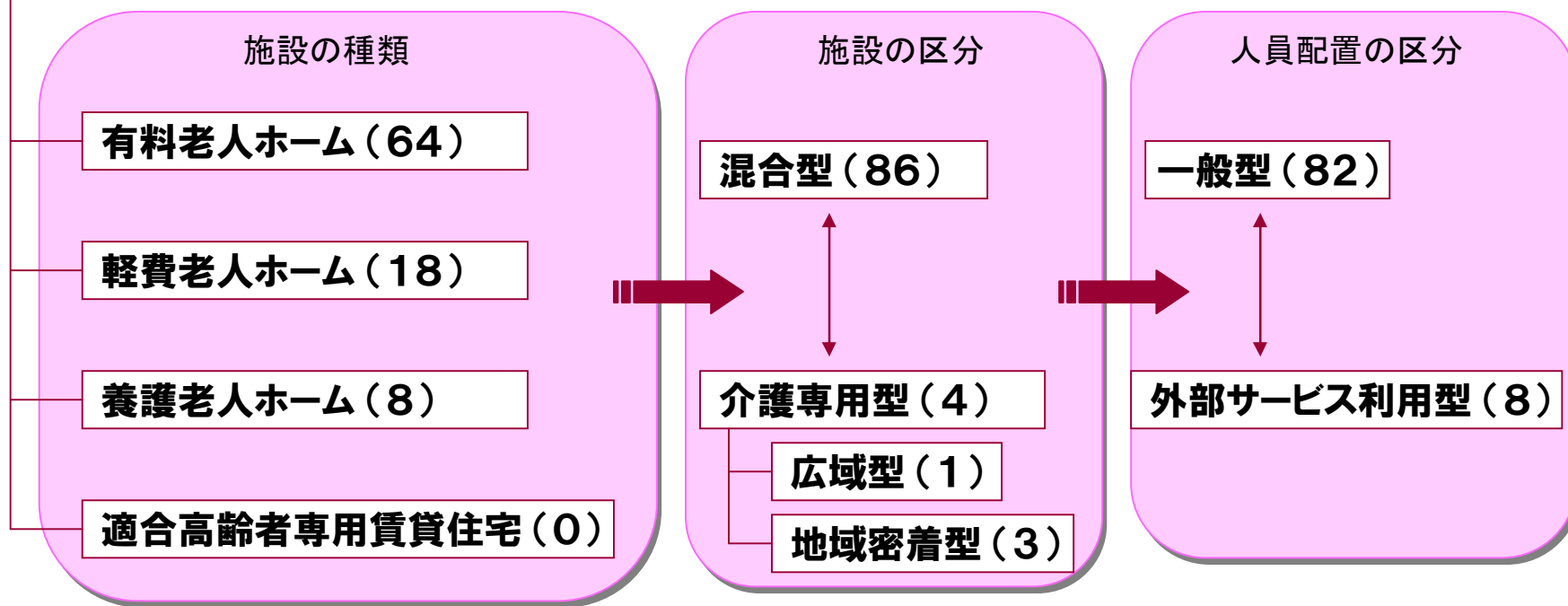


H22.2.1現在

特定施設 90施設・4,064床

- ・介護保険法第8条第11項
- ・ “ 第8条第19項
- ・介護保険法施行規則第15条
- ・平成11年厚生省令第37号第174条第3項
- ・平成18年厚生労働省告示第264号

など

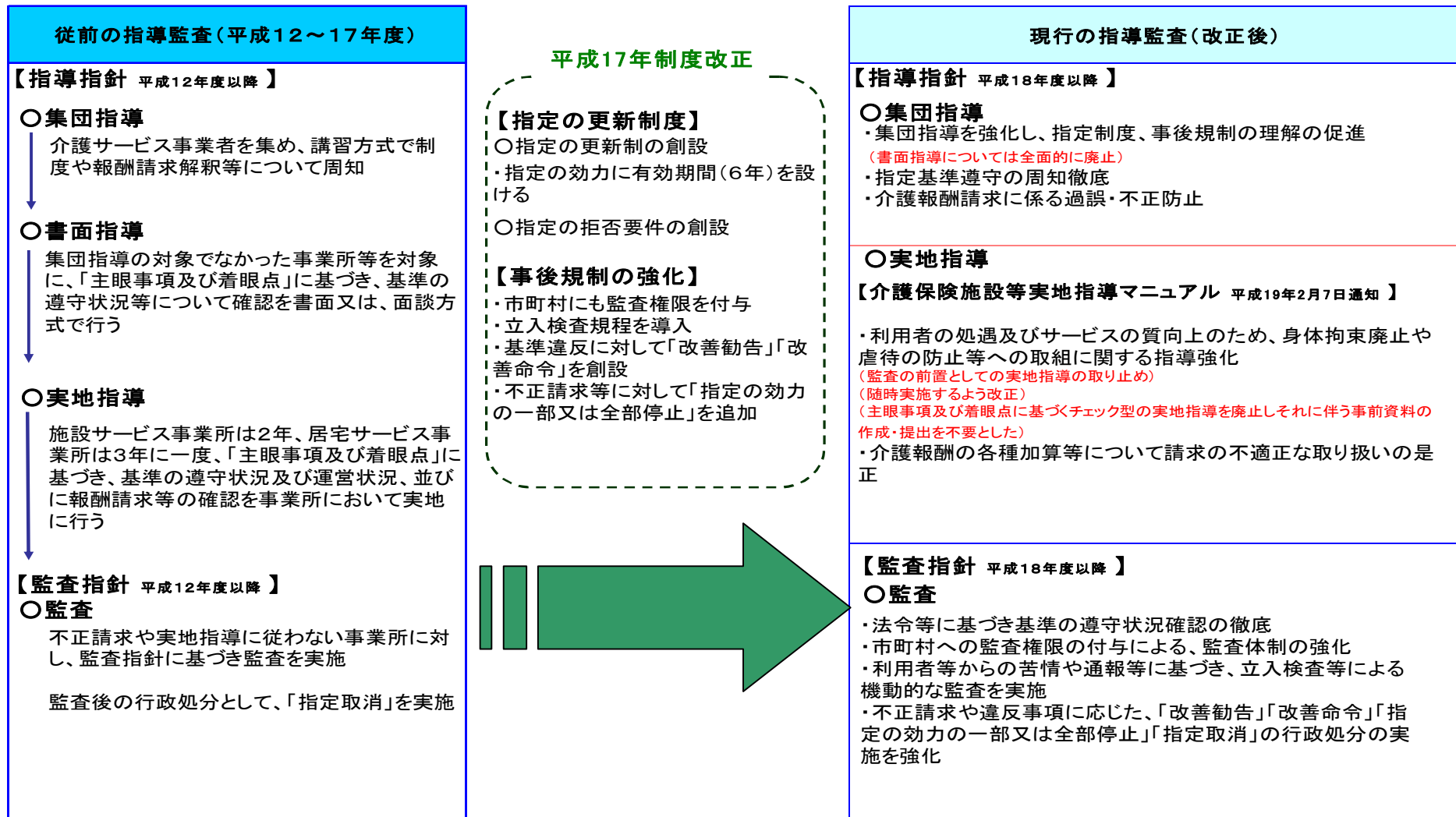


II 介護保険指定事業者に対する 指導及び監査について

介護保険指定事業者に対する 指導及び監査について①

Outline

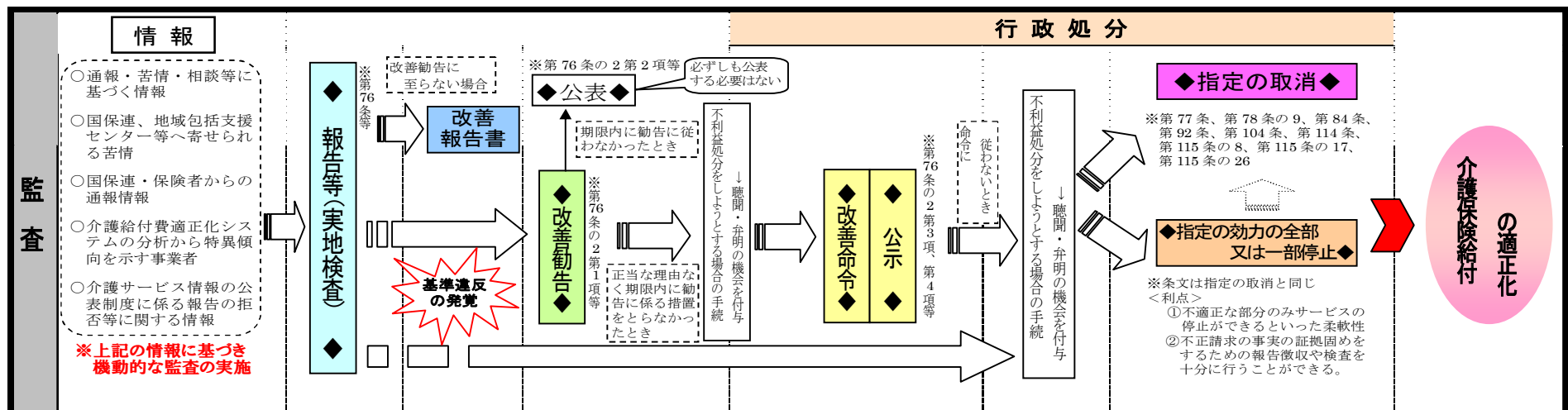
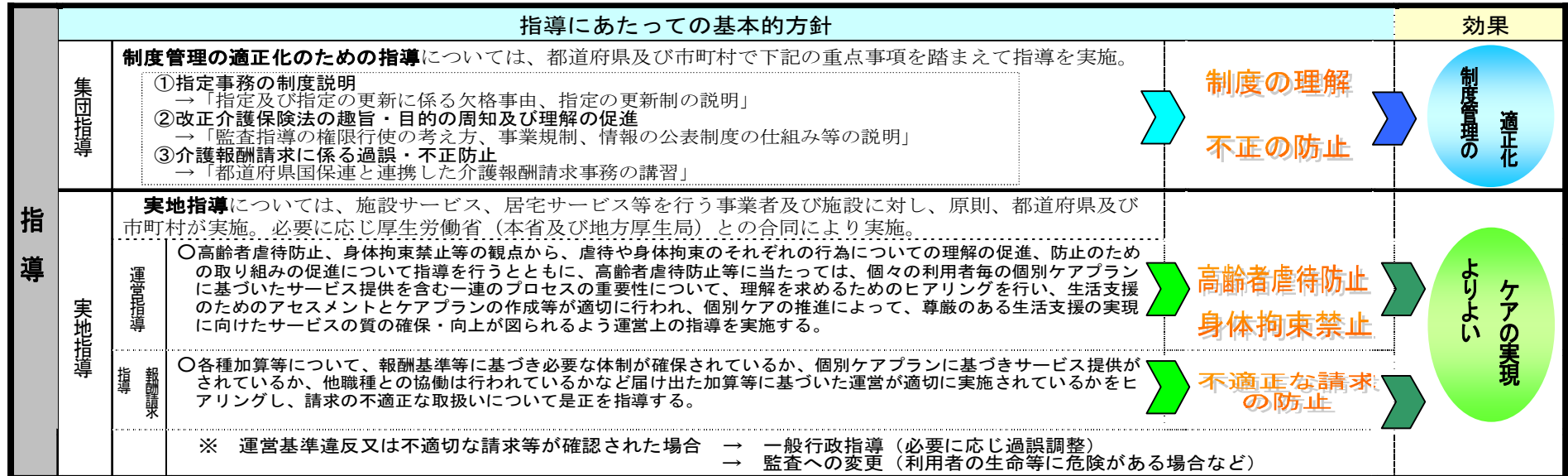
介護サービス事業者の指導監査にかかる改正点等



介護保険指定事業者に対する 指導及び監査について②

Outline

都道府県・市町村が実施する指導・監査について

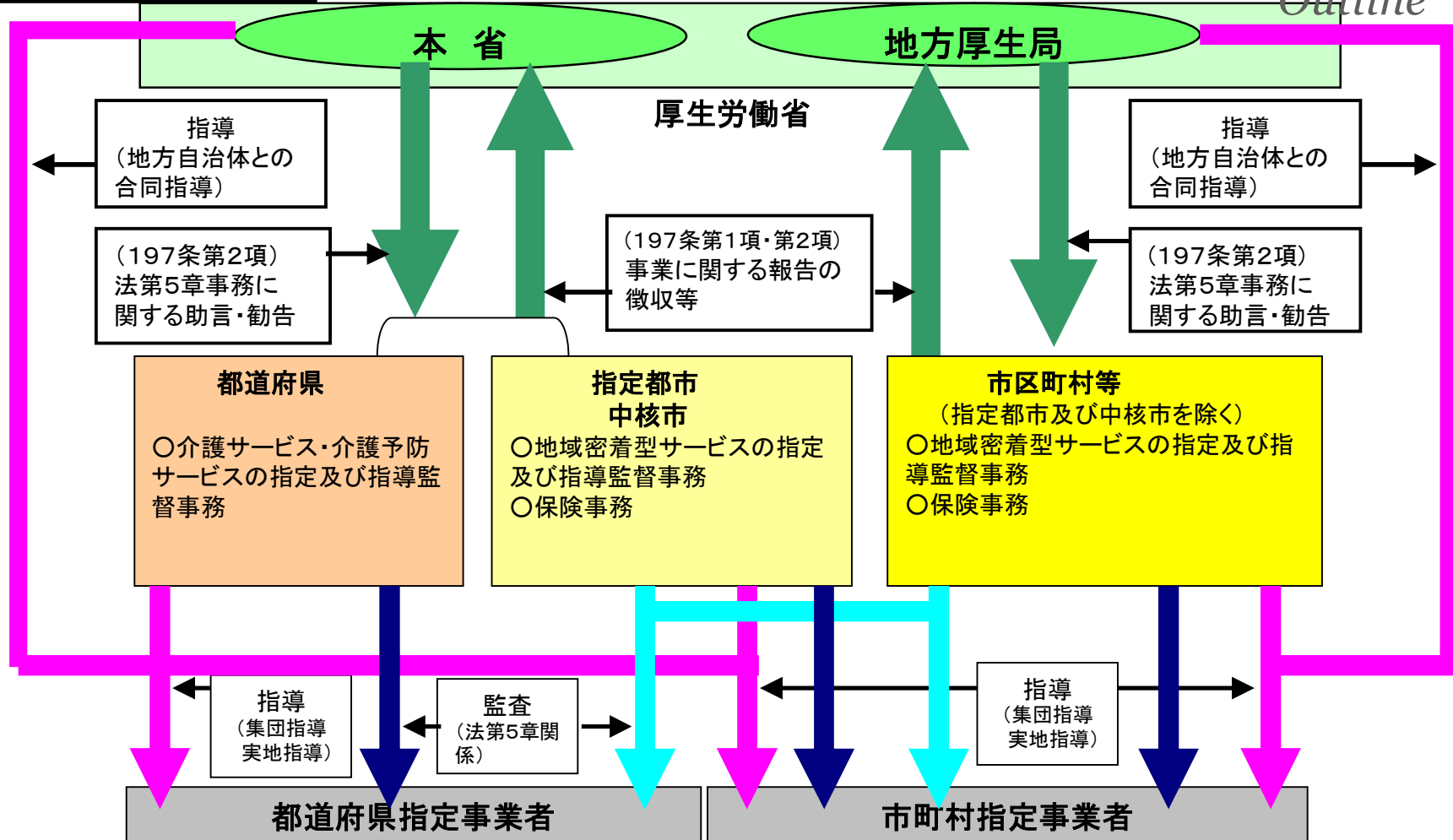


※「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知)

介護保険の
指導監督体制

介護保険指定事業者に対する
指導及び監査について③

Outline



- …国による自治体が行う法第5章事務に関する助言、勧告等
- …指導(国、都道府県においては法第24条、市区町村においては法第23条規定等による介護サービス事業者等からの報告徴収等を含む)
- …監査(指定権者としての根拠に基づき実施)
- …監査(保険者としての根拠に基づき実施)

■ 指導について(1) ～集団指導～

○ 原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行う。

- ・指定、更新事務の制度説明
- ・介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- ・介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導

■ 指導について(2) ～実地指導vol.1～

- 自己点検シート(岡山県版)により、事業者が自己点検した結果に基づき、ヒアリングを実施
- 政策上の重要課題である、「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」等に基づく運営上の指導
- 不適切な報酬請求の防止

著しい運営基準違反が認められる
場合等には機動的に監査へ変更。

①事前に提出を求める書類(原則)

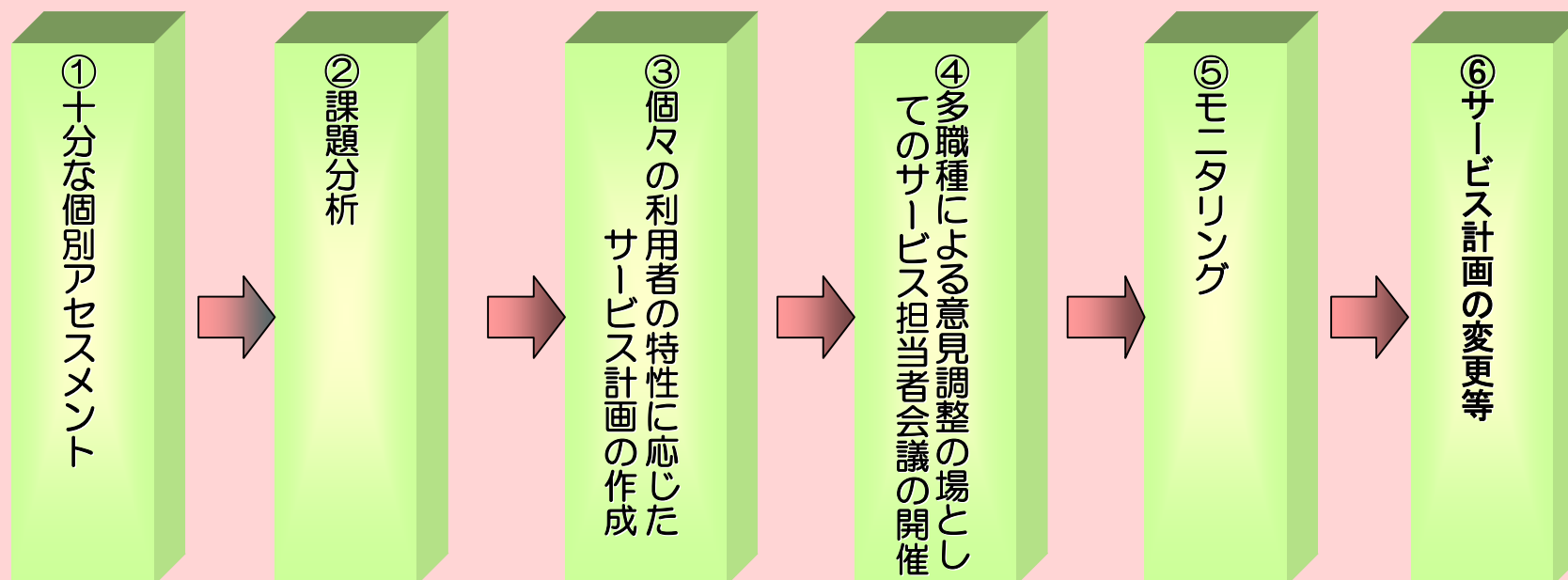
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(直近の1ヶ月)
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所(利用)者

②実地指導日に提出を求める書類

- ・自己点検シート(人員・設備・運営編)(介護報酬編)

■ 指導について(2) ～実地指導vol.2～

- ・高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解、防止のための取り組みの促進について指導
- ・個々の利用者毎の個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について理解を求めるためのヒアリング
- ・生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケア推進



■ 指導について(2) ～実地指導vol.3～

各種加算等について、

- ・報酬基準に基づいた実施体制の確保
- ・個別ケアプランに基づいたサービス提供
- ・多職種との協働によるサービス提供の実施 等

の基本的な考え方や基準に定められた算定条件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているかをヒアリングにおいて確認することにより、不適正な請求の防止とよりよいケアへの質の向上を目的とする指導を実施し、不適切な部分については**過誤調整**を指示。(例)

特定施設入居者生活介護事業費					
届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		
	個別機能訓練加算	個別機能訓練開始時の利用者への説明の有無	<input type="checkbox"/>	あり	
		専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	<input type="checkbox"/>	配置	
		利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	<input type="checkbox"/>	配置	
		多職種協働による個別機能訓練計画の作成	<input type="checkbox"/>	作成	個別機能訓練計画書
		利用者に対する計画の内容説明、記録	<input type="checkbox"/>	3月毎に実施	
		訓練の効果、実施方法等に対する評価	<input type="checkbox"/>	あり	
		個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	<input type="checkbox"/>	あり	実施時間、訓練内容、担当者等の記録

■ 指導について(3) ～過誤調整の返還指導～

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱う。

※監査における不正請求は、保険者より返還命令

- ①介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないため、**返還を指導**する。
- ②基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は、**返還を指導**する。
- ③厚生労働省が発出した各種通知類(解釈通知、留意事項通知、Q&A)の内容が遵守されていない場合は、**是正を指導**する。

■ 監査について(1)

「監査」は、入手した各種情報により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行うもの。

原則として、無通告(当日に通知)で実施する。

- 通報・苦情・相談等に基づく情報
- 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- 国保連・保険者からの通報情報
- 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

これらの情報等から指定基準違反や不正請求が(疑いが)認められる場合には、関係市町村や関係機関とも十分な連携を図りながら、不適正な運営や介護報酬の不適正な支払いを早期に停止させるための機動的な対応を行う。

■ 監査について(2) ～営利法人対象の書面検査～

- (株)コムスンの不正事案を受け、「経済財政改革に関する基本方針2007」(H19. 6. 19閣議決定)において、国が決定したもの
- そこでは、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人全ての介護サービス事業所に対し監査を実施」との方針が打ち出された
- 任意抽出により、各県民局から監査(書面検査)の実施通知を行うので、事業所は自己点検シート(営利法人監査用)の提出

虚偽報告等の場合は、行政処分等の対象になるので十分に留意すること。

必要と認められる場合、実地の監査に切り替え

■ 監査について(3) ～行政処分等vol.1～

○報告等

介護サービス事業者等に対し、報告もしくは帳簿書類の提出等を命じ、又は事業所への立入検査を行うことができる。

※平成17年法改正で都道府県に指定権限がある介護サービス事業者についても、市町村にも「報告等」の監督権限が付与された。

○改善勧告(行政指導)

介護サービス事業者等に対し、期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告することができる。

○改善命令(行政処分)

改善勧告によっても正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。

また、改善命令をした場合は、公示しなければならない。

■ 監査について(3) ～行政処分等vol.2～

○ 指定の効力の全部又は一部停止(行政処分)

サービス種類	停止の内容の例
全サービス共通	新規利用者・入所者へのサービス提供に対する指定の効力の停止
通所・訪問サービス系	代替サービスを確保した上での一定期間に限った指定の効力の停止 (全部停止)
居宅介護支援系	不適切なケアプランを作成しているケアマネジャーのみに対する指定 の効力の停止

※現にサービス提供を受けている利用者について、指定の効力の停止により不利益を被ることとならないよう十分配慮が必要。

○ 指定の取消(行政処分)

改善勧告・改善命令や指定の効力の停止の措置を取っても是正されない場合で、介護保険給付上、引き続き指定を行うことが制度上看過出来ない場合に行う。
(不正な手段により指定を受けたときや不正請求等の場合については、改善勧告、改善命令を経ずに、指定の効力の停止や指定取消し処分を行うことも可。)

Ⅲ 業務管理体制の整備と 法令遵守責任者の役割

■ 業務管理体制の整備(1)

－背景－

平成19年6月に発覚した(株)コムスの不正事案は、同社の介護事業撤退と事業移行により収束したが、**介護保険法では事業者規制を想定していなかった**などの様々な問題が指摘された。

－「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」(座長:遠藤 学習院大学経済学部教授)－

- ①広域的な介護サービス事業者に対する規制のあり方(連座制のあり方)
 - ②事業者のコンプライアンス徹底のため必要な措置
 - ③事業廃止時の利用者に対するサービス確保
- などが検討された。

－「有識者会議報告書」(平成19年12月3日)－

不正事案再発防止・介護事業運営の適正化のため、**業務管理体制に関する監督権の創設**をはじめとする制度改正・**事業者の自主的な取組の重要性**を提言した。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)

事業者の法令遵守が不十分

事業者の本部への検査権限がない

- 不正行為への組織的な関与が確認できない

不正事業者による処分逃れ

- 監査中の廃止届により処分ができない
- 同一法人グループへの譲渡に制限がない

「一律」連座制の問題

- 組織的な不正行為の有無に関わらず一律連座
- 一自治体の指定取消が、他の自治体の指定権限を過度に制限

事業廃止時のサービス確保対策が不十分

業務管理の体制整備

本部への立入検査等

処分逃れ対策

指定・更新の欠格事由の見直し

サービス確保対策の充実

- 新たに事業者単位の規制として法令遵守の義務の履行が確保されるよう、**業務管理体制の整備を義務付け等**

- 事業者の規模に応じた義務とする

- 不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の**事業者の本部への立入検査権**を創設

- 業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による**事業者に対する是正勧告・命令権**を創設

- 事業所の**廃止届を事後届出制から事前届出制**へ。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加等

- 指定取消を受けた事業者が**密接な関係にある者に事業移行**する場合について、指定・更新の欠格事由に追加

- いわゆる連座制の仕組みは維持し、**不正行為への組織的な関与の有無を確認し、自治体が指定・更新の可否を判断**

- 広域的な事業者の場合は、国、都道府県、市町村が**十分な情報共有と緊密な連携の下に対応**

- 事業廃止時のサービス確保に係る**事業者の義務を明確化**

- 事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合を、勧告・命令の事由に追加

- 行政が必要に応じて事業者の実施する措置に対する支援を行う**

施行期日：平成21年5月1日(政令事項)

■ 業務管理体制の整備(2)

(根拠条文)

介護保険法第115条の32第1項

「指定居宅サービス事業者、・・・は、第74条第5項、・・・に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。」

介護保険法第74条第2項

「指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」

介護保険法施行規則第140条の40第1項

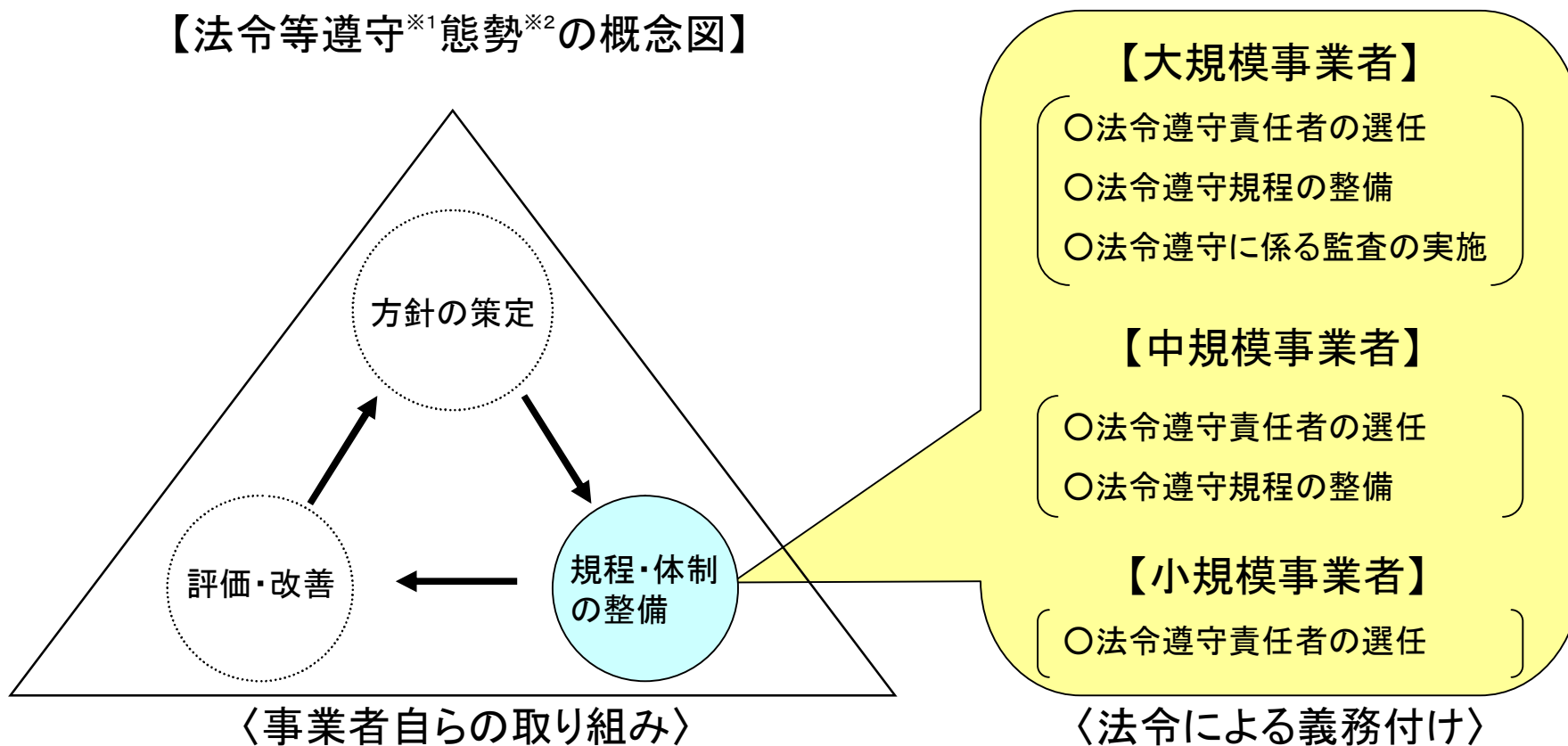
「介護サービス事業者(法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。)は、同項の規定による業務管理体制の整備について、地遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第2項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。」

業務管理体制の整備

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止することにより、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(注) 業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人形態等により異なることに留意する。

【法令等遵守^{※1}態勢^{※2}の概念図】

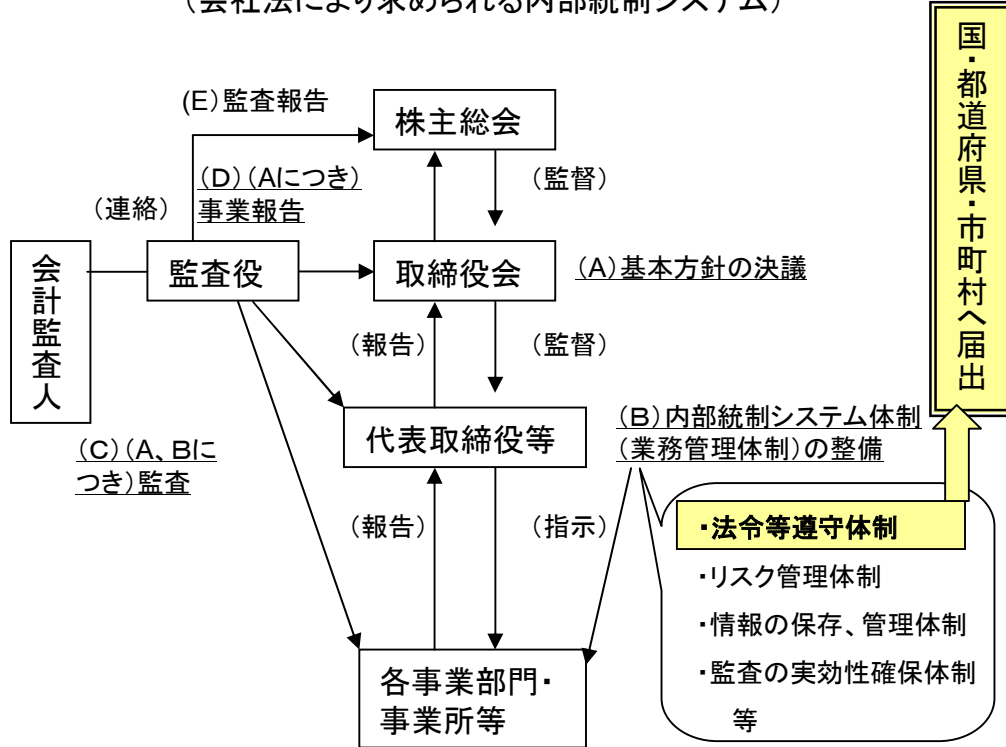


※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したものの。

※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

業務管理体制の監督イメージ

(会社法により求められる内部統制システム)



【法令等遵守態勢の確認の視点】

1 方針の策定

- ①法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
- ②法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ③方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2 内部規程・組織体制の整備

- ①法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
- ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
- ③各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

3 評価・改善活動

- ①法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ②検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

取締役	A 内部統制システムの基本方針の決議
代表取締役	B (Aを受け)内部統制システムの体制の整備 D Aの概要を事業報告に記載し、取締役会を経て株主総会に報告
監査役	C (A, Bにつ) 監査 E (Cにつ) 株主総会に監査報告

※図は、監査役設置会社をベースとした例示

業務管理体制の整備に関する届出

【事業者】

事業者規模に応じた業務管理体制の整備に関する事項

- 法令遵守責任者
- 法令遵守規程の概要
- 内部監査規程の概要

区 分	小規模	中規模	大規模
責任者	○	○	○
法令遵守規程		○	○
内部監査規程			○

届出

【届出先区分】

指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者

地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者

上記以外の事業者

【届出先】

〔国(本省又は地方厚生局)〕

〔市町村〕

〔都道府県〕

■ 業務管理体制の整備(3) ～届出のポイントvol.1～

(岡山県に届け出る事業者が注意すること)

- (1) 届出は、**主たる事務所(本社)**の所在地を所管する県民局に行くこと。
 - (2) 主たる事務所(本社)が**岡山県外に所在し、介護サービス事業所が岡山県内のみ**に存在する場合は、
 - 1つの県民局の所管区域のみに事業所等が所在する場合は、所在地を所管する県民局に届出を行う。
 - 事業所等所在地が複数の県民局にまたがる場合は、
 - ア. 県民局の所管地域ごとの事業所等数を比較し、**最も事業所等数の多い**県民局
 - イ. 県民局の所管地域ごとの**事業所等数が同一**の場合、**開設時期が最も古い**事業所等の所在地を所管する県民局
- に届出を行う。

■ 業務管理体制の整備(3) ～届出のポイントvol.2～

(整備の基準)

指定・許可の 事業所等の数	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者 の選任	業務が法令に適合 することを確保する ための規程の整備	業務執行の状況 の監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100～	必要	必要	必要

混合型特定施設で、「特定施設入居者生活介護事業所」、「介護予防特定施設入居者生活介護事業所」の指定を受けている場合の数の数え方は、「2」となる。

■ 業務管理体制の整備(3) ～届出のポイントvol.3～

法令遵守責任者の選任

- 何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく命令の内容に**精通した法務担当の責任者を選任**することを想定していること。
- 法務部門を設置していない事業者の場合には、**事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任**すること。
- **代表者自身**が法令遵守責任者となることを妨げるものではないこと。

■ 業務管理体制の整備(3) ～届出のポイントvol.4～

業務が法令に適合することを確保するための規程の整備

- 法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があること。
- 必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はないこと。
- 例えば、日常の業務運営に当たり、介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したものでよいこと。
- 必ずしも改めて規程を作成する必要はないこと。

■ 業務管理体制の整備(3) ～届出のポイントvol.5～

業務執行の状況の監査

- 事業者が医療法人、社会福祉法人、NPO法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、**その監事又は監査役**(委員会設置会社にあつては、**監査委員会**)が介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく業務執行の状況の監査とすることができること。
- 事業者の監査部門等による**内部監査**又は監査法人等による**外部監査**のどちらの方法によることもできること。
- **定期的な監査**とは、必ずしもすべての事業所に対して、年1回行わなければならないものではないが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせることにより、**効率的かつ効果的**に行うこと。

■ 業務管理体制の整備(3) ～変更の届出～

届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。
→既に提出した先へ**変更届**を提出する。

①事業者の
・名称又は氏名
・主たる事務所の所在地
・代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

全ての事業者

②「法令遵守責任者」の氏名及び生年月日

事業所数20以上

③「法令遵守規程」の概要

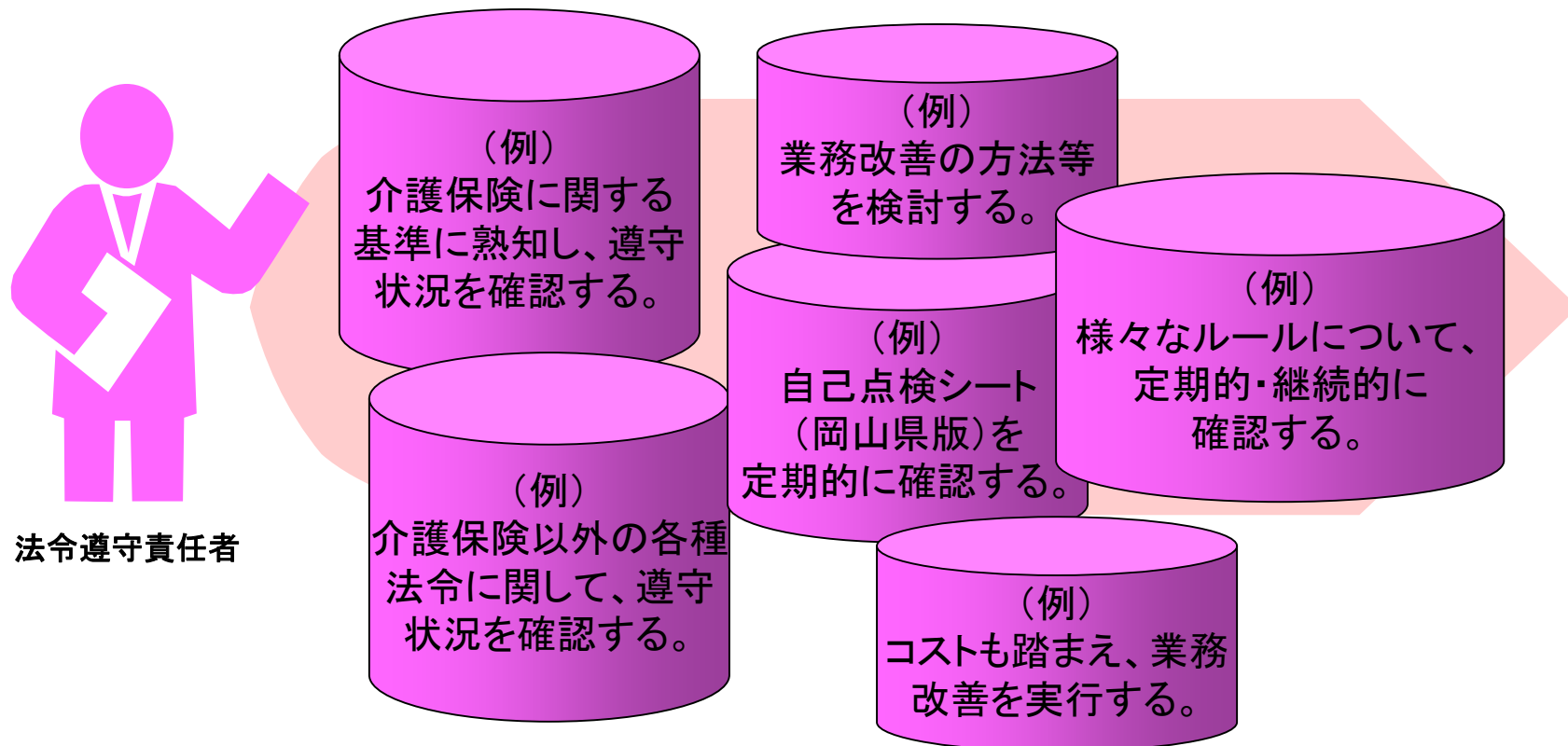
事業所数100以上

③「業務執行の状況の監査」の方法の概要

区分の変更があったときは、変更後の届出書を、**双方(変更前・変更後)**の届出先へ届け出なければならない。

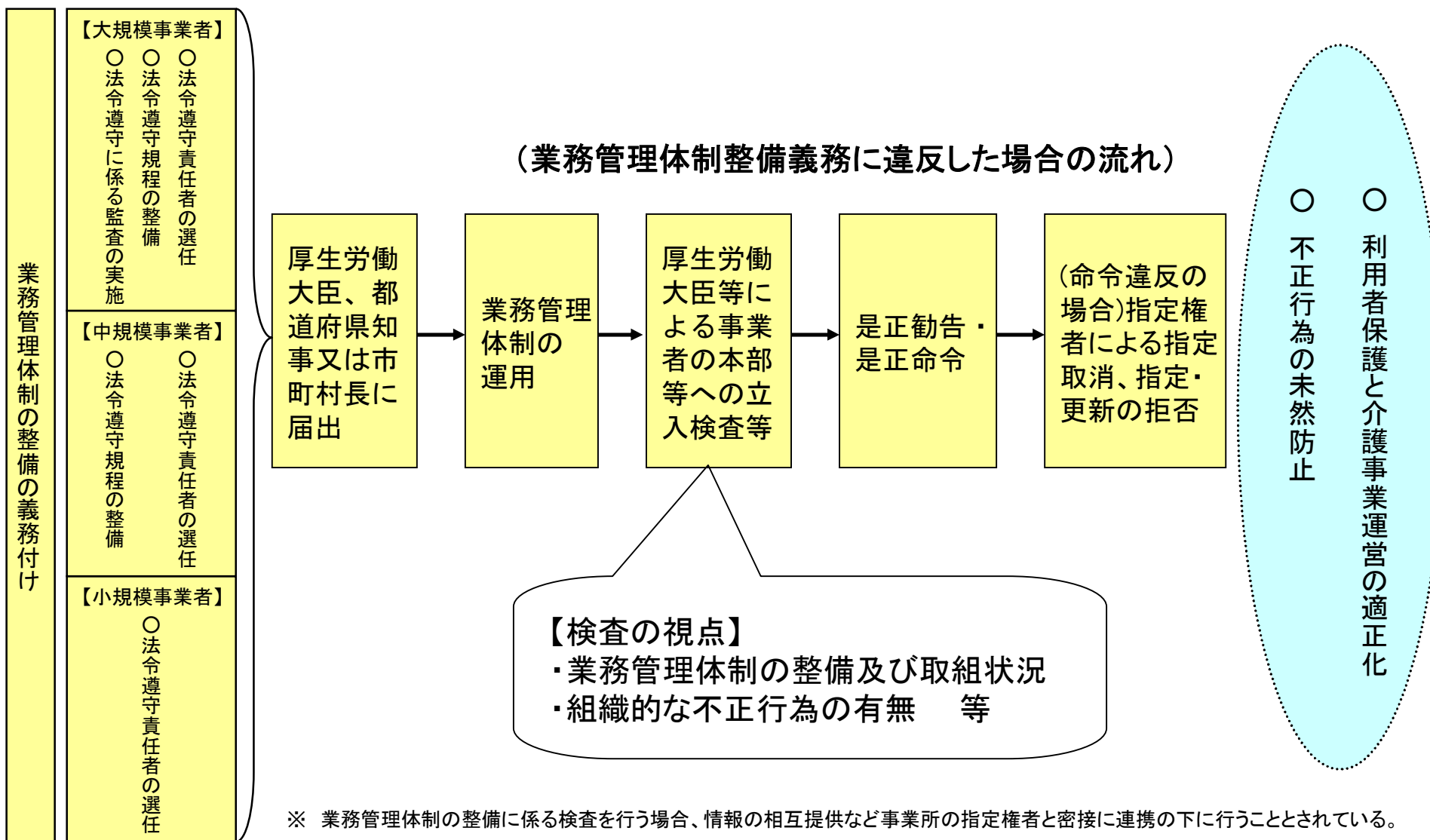
■ 法令遵守責任者の役割(例)

事業者(法人)の代表として、各事業所のコンプライアンス徹底を図り、それらに関する責任者となる。



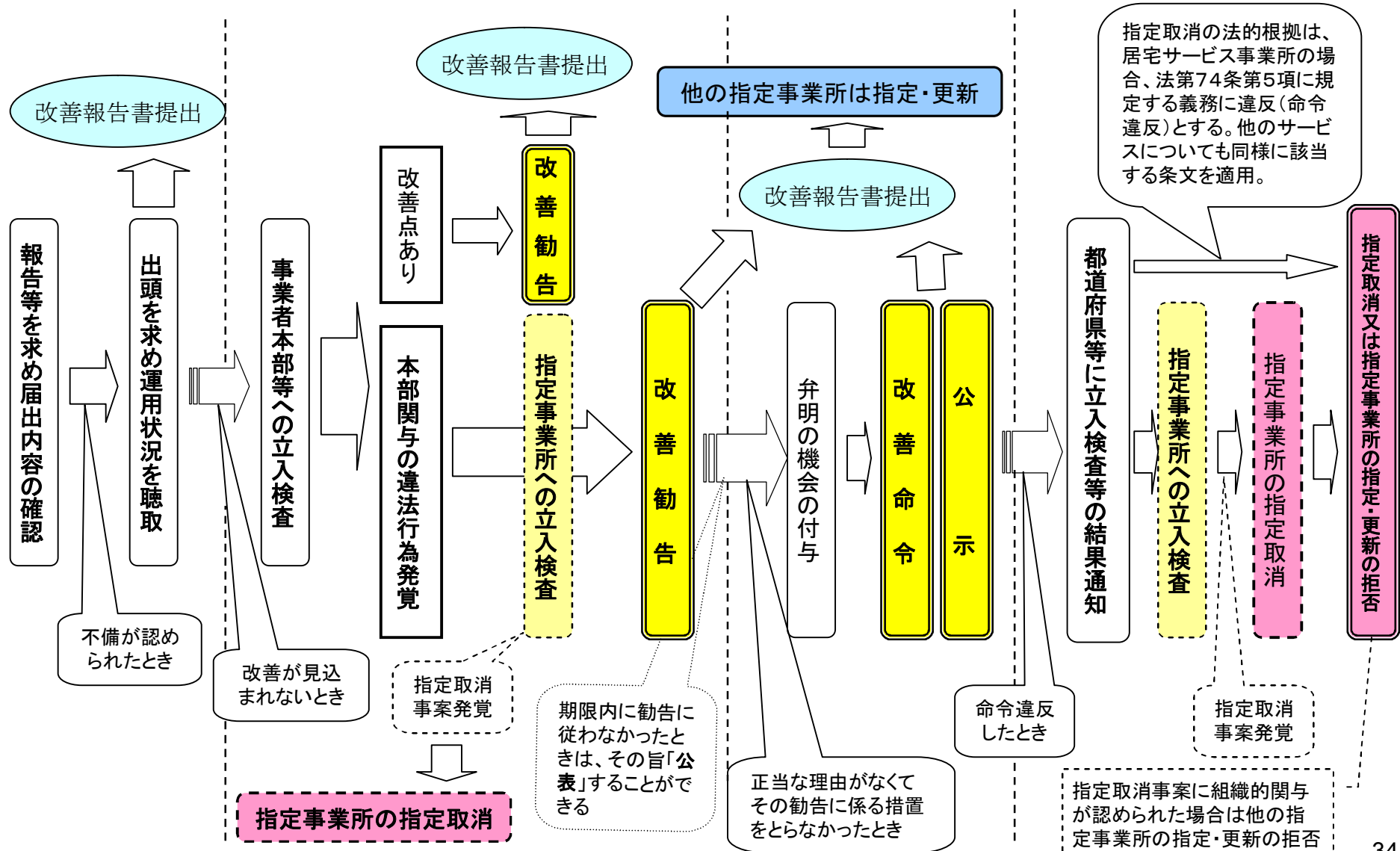
介護サービス事業者に係る監督事務の流れ

○ 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行う。

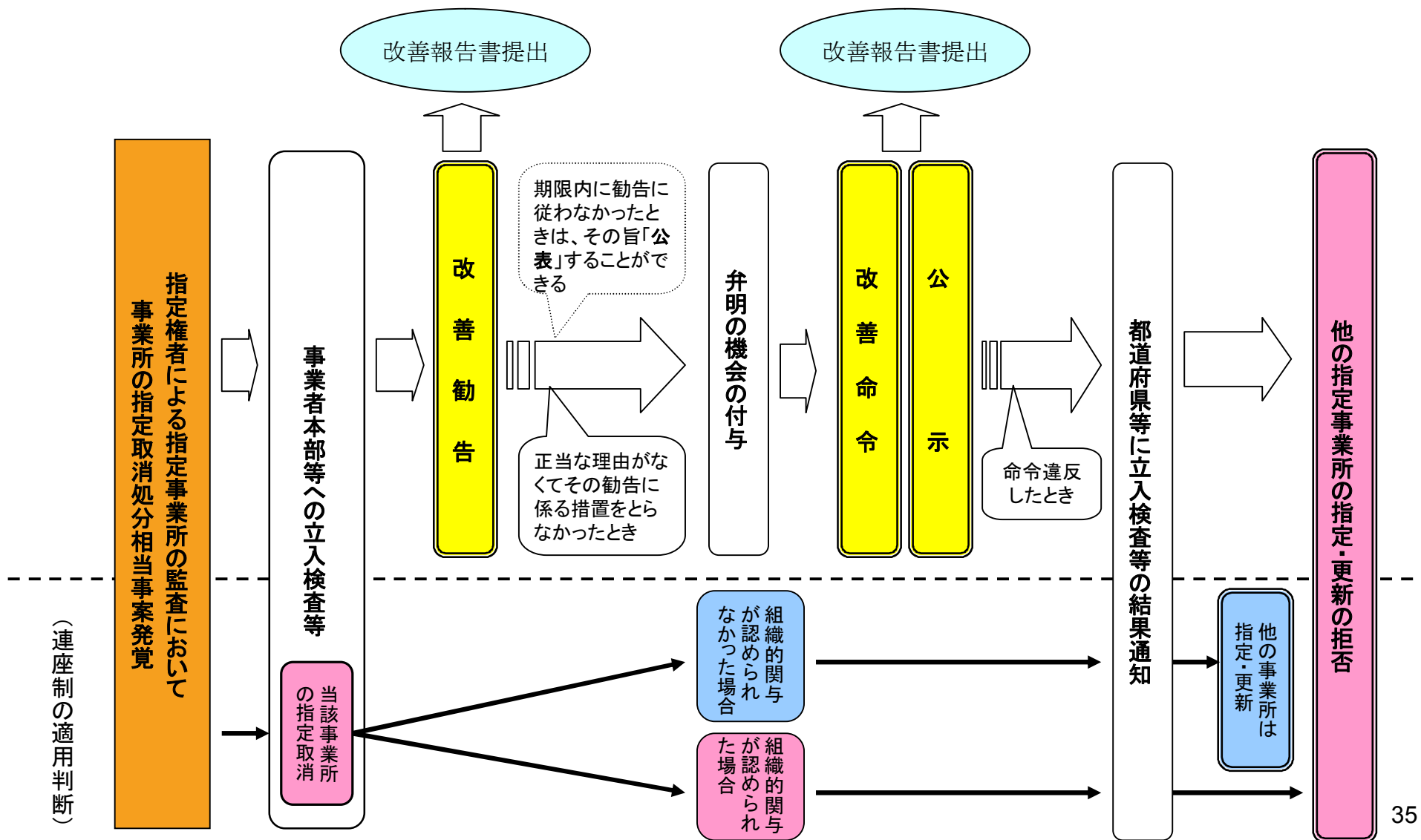


検査等の実施手続等

【一般検査】(体制整備・運用状況確認のために定期的に実施)



【特別検査】（指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施）



検査等の実施に当たっての基本的考え方

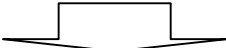
検査の目的

- 指定取消事案などの不正行為の未然防止。
 - 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る。
- ※業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するもの

検査の視点

- 事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか。
- 指定事業所の指定取消処分相当事案発覚の場合は組織的関与の有無を確認(連座制の適用判断)。
 - ① 現状を的確に把握
 - ② 客観的に問題点を提示
 - ③ 事業者の理解や認識を確認

問題点については、事業者自ら改善を図るよう意識付け。



必要に応じ行政上の措置

検査等の実施に際しての基本原則

1 介護サービス利用者、国民視点の原則

- ・利用者保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営

2 補強性の原則

- ・事業者自身が問題点の改善に向けた取組を促進するよう配慮

3 効率性の原則

- ・既存の内部監査機能を活用する等、事業者の規模等に応じた機動的な実施

4 実効性の原則

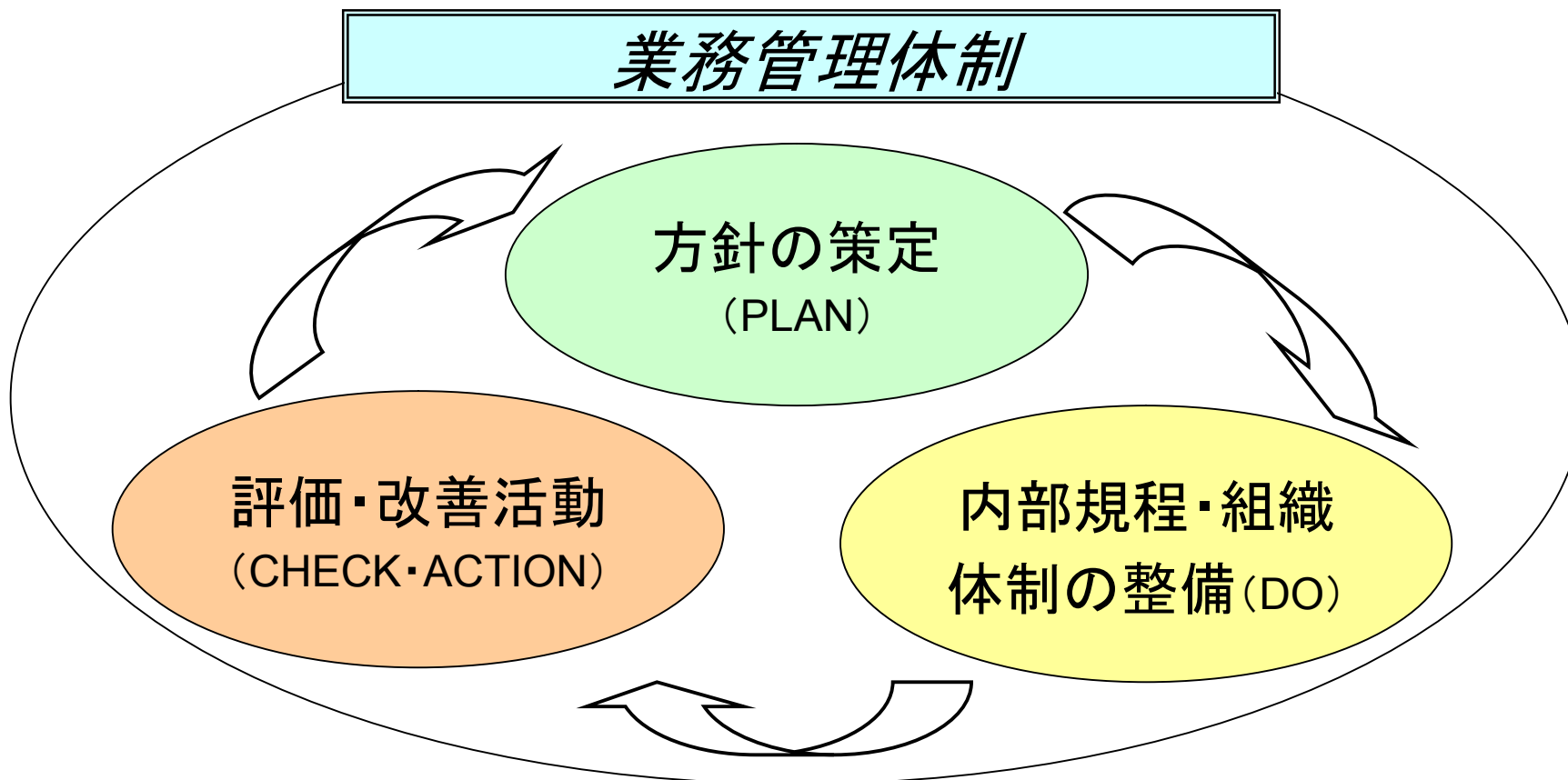
- ・介護保険業務の健全性及び適正性の確保につなげるため、事業者が抱える問題点を的確に把握

5 プロセスチェックの原則(※)

(※)一連のプロセスに重点を置いた検証

PDCAサイクルを組み合わせた体制(態勢)整備のプロセスを確認

①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているか。



平成21年度補正予算において認められた基金の執行状況について

保険医療機関・保険薬局の皆様へのお知らせ

- 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」等に関するQ&A(随時更新)
- 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度にかかる医療機関等向け事務マニュアルについて
- 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施に当たっての当面の取扱いについて
- 出産育児一時金の医療機関への直接支払制度について
- 特定疾患研究事業等に係るレセプト記載要領の変更について(医療機関の方々へ)
- 平成21年1月から、75歳到達月の高額療養費限度額が半額になります！(医療機関の方々へ)
- 平成20年度診療報酬改定関係資料について
- 後期高齢者医療制度の現役並み所得判定について(医療機関の方々へ)

介護保険・老人福祉関係事業者の皆様へのお知らせ

- 介護保険事業所の皆様へ 新型インフルエンザへの対応について
- 消費生活用製品(介護ベッド等)の重大製品事故に係る公表について
- 介護職員処遇改善交付金に関する手続き・Q&Aについてはこちら！
- 平成22年1月の集団指導の実施について
- 平成21年度福祉用具プランナー研修の開催について
- ユニットリーダー研修再募集の終了について
- 老人福祉関係施設及び介護保険関係施設等に係る災害対策の状況調査について
- 福祉用具等の使用に際しての安全性の確保等について
- 特定施設入居者生活介護事業所の選定結果(平成21年度・平成22年度)について
- 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について
- 介護支援専門員(ケアマネジャー)関連情報
- 新型インフルエンザ発生に伴うユニットケア研修の開催について
- 福祉用具及び住宅改修の種目等の見直しに関する留意事項(通知)
- (介護予防)通所リハビリテーションに係るみなし指定について

関連リンク

- 岡山県介護サービス情報センター
- ハートフルネットおかやま
- (社)認知症の人と家族の会
- 岡山県内保健所一覧
- 岡山県国民健康保険団体連合会
- (財)介護労働安定センター 岡山支部

お問い合わせ

電話番号:

長寿社会企画班

086-226-7326

介護保険推進班

086-226-7324

事業者指導班

086-226-7325

医療制度改革推進班

086-226-7327

国民健康保険班

086-226-7350

FAX番号:

086-224-2215

担当にお問い合わせ